

新型コロナウイルス感染症の影響により掲載事業が中止・延期となる場合があります。中止・延期の際は、市ホームページ、よいちメールなどでお知らせします。

夢・未来そして郷土愛21 第34回与一の里大田原市産業文化祭 開催

●日時…11月5日(土)、6日(日)午前10時～午後4時

●場所…県北体育館、美原公園

●内容

【県北体育館正面入口付近】

①オープニングセレモニー(5日(土)午前9時30分から)

【県北体育館メインアリーナ】

②企業展(企業紹介・新製品説明・商談会)

③各種団体・サークルによる展示・即売

【県北体育館サブアリーナ】

④市内小中学校教育祭(絵画・書道・工作)

【美原公園】

⑤市内商店の飲食ブース

⑥参加団体模擬店

⑦とうがらしフェスタ

【イベント】

5日：大田原女子高等学校書道部書道パフォーマンス、棚瀬 敬太氏三味線演奏、市民吹奏楽団演奏、文

問与一の里大田原市産業文化祭
実行委員会(大田原商工会議所内)
TEL 0287(22)2273

化協会ステージ部門発表会、米粉菓子配布

6日：与一太鼓演奏、福原のもちつき唄、ふれあい音楽会、おはなし冒険団(紙芝居)

両日：那須野農業協同組合(米の無料配布)

※詳細は後日配布の新聞折り込みチラシをご覧ください。



大田原市パートナーシップ宣誓制度を導入します

問政策推進課 本6階
TEL 0287(23)8715

市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく生きることができると社会の実現を目指して、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

●制度の概要

一方または双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして協力して継続的に生活を共にすることを宣誓し、市がその宣誓したことを証明する制度です。婚姻は民法に基づく制度で法的な権利や義務を伴いますが、パートナーシップ宣誓制度は法的な権利や義務を伴いません。

●宣誓できる方…次のすべてを満たす方

- ・成年に達していること
- ・大田原市民で、双方の住所が同一であること(転入予定者を含む)
- ・配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を

含む)がないこと

- ・宣誓をする相手以外の人とパートナーシップの関係でないこと
- ・民法に規定する婚姻をすることができない続柄(近親者など)でないこと

●必要書類

- ・住民票の写し
- ・婚姻していないことを証明する書類
- ・個人番号カード、運転免許証などの本人確認書類

※宣誓の手続きなどの詳細は、上記へ電話でお問い合わせください。

火災予防用絵画審査結果

問大田原市防火管理協会事務局
TEL 0287(28)5100

市防火管理協会では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚、普及啓発に伴い、市内各小中学校の小学校5年生～中学校2年生の4学年から火災予防用防火ポスターを募集しました。応募総数全62点を審査した結果、入賞者は次のとおりです。(敬称略)

【小学5年生の部】

- 最優秀賞 磯 颯峯(親園小)
- 優秀賞 小林 奏介(紫塚小)

【小学6年生の部】

- 最優秀賞 菊地 猛(佐久山小)
- 優秀賞 君島 彩芭(薄葉小)

【中学1年生の部】

- 最優秀賞 本井傳 優衣(大田原中)
- 優秀賞 鈴木 結愛(大田原中)

【中学2年生の部】

- 最優秀賞 清水 桜羽(大田原中)
- 優秀賞 増子 花音(黒羽中)



磯 颯峯さん(親園小5年)

令和5年
大田原市はたちの集い

- 日時…令和5年1月3日㊦
午前10時開式(受付時間:午前9時~9時50分)
- 場所…那須野が原ハーモニーホール
- 対象…平成14年4月2日~平成15年4月1日までに生まれた方で大田原市はたちの集い(成人式)に参加を希望する方
- 式典への参加
▶令和4年11月1日現在市内に住民登録のある方には、11月中旬に案内状を郵送します。

問申 生涯学習課 本 4階 TEL 0287(23)2005

- ▶市内に住民登録のない方で参加を希望される方は、12月2日㊦までに生涯学習課まで電話でお申し込みください。
- ※当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自宅での検温、マスクの着用をお願いします。また、介助が必要な方を除き、ご家族の入場はご遠慮ください。



差押えた不動産を入札により公売します

問 税務課 本 2階
TEL 0287(23)8703

公告番号	売却区分	所在	地番	地目	地積	見積価額	公売保証金	備考
公告第100号	100-1	加治屋字加治屋	95番4	田 (現況非農地)	714㎡	4,480,000円	450,000円	
	100-2	浅香四丁目	3578番143	田	572㎡	1,480,000円	150,000円	

- 公売(入札)の日時…令和5年2月2日㊦ 午前10時~10時10分
- 公売(入札)の場所…本庁舎3階 301会議室
- 公売の参加条件および注意など
 - ▶入札に際し**公売保証金、印鑑、運転免許証**など本人確認ができるものがが必要です。
 - ▶代理で参加する場合には、**委任状**が必要です。
 - ▶法人の場合は、商業登記簿謄本をお持ちください。また、最高価申込者および次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金を返還する際に、返還を受ける方が営業者(営利法人または不動産業者などである個人)である場合には、公売保証金の返還に係る領収書に収入印紙(200円)を貼付し消印する必要がありますので留意してください。
 - ▶入札に参加される方は、「陳述書」(暴力団員などでないことを陳述する書類)の提出が必要です。また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札される場合は、入札を指示した方も、陳述書を提出する必要があります。
 - ▶宅地建物取引業者または債権回収業の営業許可を受けている方は、その免許証または許可証の写し(有効期間内のもの)を陳述書と併せて提出してください。
 - ▶売却区分100-1は、対象物件の北側隣接地に建っている住宅が一部越境しています。また、土地登記簿上の地目にかかわらず農地等には該当しない「現況非農地」の扱いとなり、買受適格証明書は不要です。なお所有権を取得した買受人に対し、農地等には該当しない農業委員会の「回答書」を交付しますので、速やかに法務局へ地目の変更の登記を申請してください。敷地内に高低差がありますが、買受後に切土・盛土をする計画がある場合は、再開発に該当する可能性があるため、都市計画課へ事前に相談ください。
 - ▶売却区分100-2は、登記地目が農地であり、入札参加にあたり買受適格証明書(農地法第3条または第5条)が必要となります。
 - ▶不動産の概要は、登記簿上の表示であり、入札前にあらかじめ公売する不動産の現況を確認し、関係公簿などを閲覧した上で、入札してください。
 - ▶期日までに滞納者が滞納金額を完納した場合、公売は中止となります。
 - ▶入札前に公売の説明を行いますので、**開始時刻の20分前(午前9時40分)まで**にご来場ください。
 - ▶公売保証金の納付期限は入札終了時刻の5分前(午前10時5分)です。
 - ▶落札した不動産について、現地引渡しは市では行いませんのでご了承ください。
 - ▶落札した不動産の境界確認が必要な場合は、買受人が行ってください。
 - ▶落札した不動産の権利移転にかかる登録免許税、その他諸経費などは買受人の負担となります。
 - ▶市は瑕疵担保責任を負いません。
 - ▶感染症予防対策のため、マスク着用をお願いします。



令和3年度決算に基づく 大田原市財政の「健全化判断比率」の公表

問 財政課 本6階
TEL 0287(23)8797

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指標として、「健全化判断比率等」を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告や住民に公表することが義務付けられています。今回は、令和3年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

■令和3年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率 (単位：%)

区分	R3	R2	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	令和3年度の結果
実質赤字比率 一般会計などにおいて、歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率。 財政運営の悪化の度合い を示すもの。	-	-	12.51	20.0	/	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。
連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字)の標準財政規模に対する比率。 市全体の財政運営の悪化の度合い を示すもの。	-	-	17.51	30.0	/	
実質公債費比率 一般会計などにおける公債費(借入金の返済)などの標準財政規模に対する比率(過去3か年の平均)。 公債費への財政負担と資金繰りの程度 を示すもの。	6.0	6.4	25.0	35.0	/	単年度の比率は上昇したものの、今年度の比率として用いる3か年平均は下降しました。
将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高など)の標準財政規模に対する比率。 将来財政を圧迫する可能性の度合い を示すもの。	51.9	64.9	350.0	/	/	地方債の残高が減少したことなどにより、前年度に比べ比率は下降しました。
資金不足比率 上水道・下水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率。 経営状態の悪化の度合い を示すもの。	-	-	/	/	20.0	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。

※標準財政規模：地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税など)の標準的な大きさを示す指標。
※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字や資金不足ではないため、「-」で表示しています。

●対象となる会計

地方公共団体には、議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上されている「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う「特別会計」があります。健全化判断比率の算定は、特別地方公共団体である須賀川地区財産区を除くすべての会計を対象としています。さらに、那須地区広域行政事務組合、那須地区消防組合など、市が負担金や補助金を支出している団体なども比率算定の対象となります。

■健全化判断区分および取り組み

判断区分	取り組み
健全段階	①指標の公表 ②健全な財政運営の維持
早期健全化段階	①財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②上記計画の実施状況を議会へ報告、公表 ③早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県から勧告がある
財政再生段階	①財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②公共事業の財源としての地方債(借入金)を起すことが制限されることがある ③当該計画を推進するための特別な地方債を起すことが可能となる ④財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県からの勧告がある

○今後の財政運営

令和4年度は、歳入の大宗を占める市税については、世界的な流行が続く新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きありますが、個人消費の伸びなどから回復を見込んでおります。一方、歳出については、子育て支援や各種福祉関係に係る義務的経費が引き続き増加し、また、新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時的経費の発生が見込まれております。

歳出に対し、不足する歳入については、前年度の繰越金や、国や金融機関などからの借入金である地方債の発行により対応することとしています。

健全化判断比率から判断される本市の令和3年度末の財政状況は、法律の定める「早期健全化基準」は下回っているものの、今後も将来負担比率の上昇を防ぐため、徹底した歳入確保、歳出削減に取り組むとともに、計画的な財政運営に努めてまいります。